別紙様式第十六号の十八第６を次のように改める。

第６　中間基金等変動計算書

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで　）中間基金等変動計算書

（単位：千円）

	基金等										評価・換算差額等				純資産合計
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	基金償却積立金減少差益	剰余金				剰余金合計	基金等合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
					損失塡補準備金	その他剰余金									
						社員配当平衡積立金	・・積立金	中間未処分剰余金							
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期変動額															
基金の募集	××									××					××
・・・の積立								△××	××	××					××
中間純剰余								××	××	××					××
・・・・・・															××
基金等以外の項目の当中間期変動額（純額）											××	××	××	××	××
当中間期変動額合計	××	－	－	－	－	－	－	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××

（記載上の注意）

1　法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

2　変動事由及び金額の記載は、概ね、中間貸借対照表における記載の順序によること。

3　基金等以外の項目について、中間会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。

4　その他剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当事業年度期首残高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

5　剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。

6　遡及適用又は修正再表示を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。

別紙様式第十六号の十九目次記載上の注意５中「以下この５」を「以下５」に、「中間財務諸表」を「中間連結財務諸表」に改める。

別紙様式第十六号の十九第２の５を次のように改める。

５　中間連結株主資本等変動計算書

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで　）中間連結株主資本等変動計算書

（単位：千円）

	株主資本					その他の包括利益累計額						新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期変動額														
新株の発行	××	××			××									××
剰余金の配当			△××		△××									△××
中間純利益			××		××									××
自己株式の処分				××	××									××
・・・・・・														××
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）						××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期変動額合計	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期末残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××

（記載上の注意）

1　法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

2　変動事由及び金額の記載は、概ね、中間連結貸借対照表における記載の順序によること。

3　株主資本以外の項目について、中間連結会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。

4　その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当連結会計年度期首残高、中間連結会計期間中の変動額及び中間連結会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

5　その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。

6　中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第78条から第81条までの規定に従い注記すること。

7　遡及適用（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条第40号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第42号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。